



ご使用に当たっての注意点



※ 仙台市給水区域内の水道工事（新設・改造）は、法令により

『仙台市指定給水装置工事事業者(指定事業者)』

でなければ施工ができません。

給水装置はおお客様の所有であり、水道工事の契約は

『お客様ご自身と指定給水装置工事事業者の間』

での契約を行っていただくものです。

以下の点に注意していただき施工を依頼するようにお願い致します。

- 1 お客様(依頼者)が希望する工事の内容や現地の状況について指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）に十分説明を行ってください。
- 2 指定事業者から事前に工事内容・方法、期間、工事概算額等について十分な説明を受けてください。

施工時間が夜間などになると施工料金が割増となる場合がありますので、なるべく急を要しない工事については、止水など応急処置をしたうえで翌日などに依頼するようにお願いいたします。

- 3 複数の指定事業者から見積をしていただき、内容を検討してください。

見積りが有料となる場合もありますので、あらかじめ事前に指定事業者を確認してください。

- 4 工事終了後には施工内容について指定事業者と一緒に確認をしてください。
- 5 指定事業者から請求額の内訳等を求め、不明な点を確認してから支払いを行ってください。